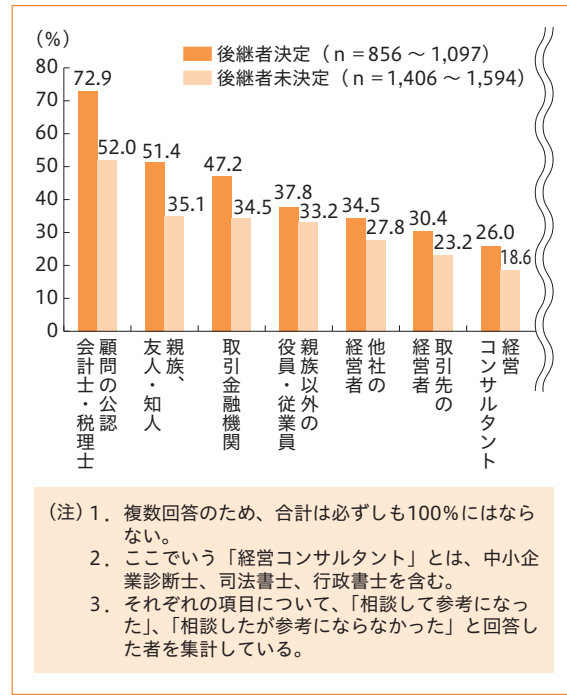


図表1 事業承継について相談した主な相手



(出所)「中小企業白書2017」より抜粋(一部省略)

理士には税務申告書を自らの資格にかけて保証する「書面添付制度」(税理士法第33条の2および第35条)があり、これにより決算書の信頼性を確保できる。

また多くの顧問税理士事務所は、職員が関与先を毎月訪問して会計上の全取引をチェックする巡回監査によって会計データを把握している。金融機関は顧問税理士との連携

により、会計データをタイムリーに入手できる(前述②)を充て。加えて、顧問税理士は自身が関与する中小企業に密着して細かな対応をしていることが多いため、顧問税理士との連携による事業性評価は金融機関にとって、効率性の面でもメリットがあるといえよう(前述③を充足)。

このように、金融機関の担

# 顧問税理士と連携して このような支援に 取り組もう

黒木正人 行政書士事務所長 / 高井法博会計事務所会長補佐

## 取

引先に対する本業支援(伴走支援)は通常、

債務者と金融機関との二者間でのやり取りである。金融機関は債務者から決算書を取り受け、格付を行い、債務者区分や取組方針を決定し、それに基づいて支援を進める。しかし、さらにもう一歩踏み込んで本業支援を進めるには、顧問税理士との連携が必要だ。

金融機関の担当者は常日頃から取引先の決算書を目にしているが、それは過去の成績である。直近の業績を見るには、顧問税理士が作成する試算表が必要だ。毎月の試算表をできるだけ早く入手し取引先のいまを知るには、顧問税理士との連携が欠かせない。

また決算書・試算表では全体の売上や利益の状況は分かるが、部門別、支店別、商品別、取引先別での売上・利益状況までは把握できない。

### 事業性評価の3要素の充足に連携が重要

ここでは、真の取引先支援を行うための顧問税理士との具体的連携の領域や方法について解説していく。

#### 事業性評価融資の推進

「事業性融資の推進等に関する法律」にみるように、国は

金融機関に対して事業性評価に基づく融資(以下、事業性評価融資)や支援を促している。この事業性評価融資についても、顧問税理士は重要なパートナーになり得る。

金融行政に関わる家森信善教授(神戸大学)は、実効性のある事業性評価には次の3要素が必要だと述べている。

① 正確な情報に基づかなければ正しい判断はできないため、中小企業の会計データの信頼性をいかに確保するか

② 中小企業の経営状況は短期間に急変し得るため、中小企業の会計データをいかにタイムリーに入手するか

③ 金融機関は小規模企業に常時、手厚い対応はできず、メリハリのある対応が必要となるため、リレーションシップバンキングに係るコストをいかに下げるか

まず①については、顧問税

### 書面添付制度を活かし保証解除も検討可能

#### 事業承継支援

2017年版中小企業白書では、「事業承継に関する過去の相談相手」として、顧問の公認会計士・税理士との回答が圧倒的に多かった(図表1)。

事業承継においても、顧問税理士と金融機関との連携は重要だ。

事業承継で特に問題となるのが経営者保証である。経営者保証ガイドラインが制定されて10年経った2023年4月、金融機関が経営者保証を

求める際の説明責任が監督指針で課されたことにより、新規融資に関しては経営者保証なしの融資が推進されているが、既存の経営者保証解除には積極的ではない金融機関もある。

また経営者保証を取らない3要件(図表2)について、顧問税理士が詳しいともいえず、解除については金融機関が主体的に判断する問題だけに、その客観性について顧問税理士との連携が重要となる。

図表2中⑦において、法人と経営者のお金と一緒になっている取引先があれば、毎月の巡回監査で取引先を訪問している顧問税理士にその分離を指導してもらうことができる。

中には、前述の書面添付制度を活用して法人と経営者の区分がなされたときのみ、経営者保証解除に用いる金融機